

「同済国際緑色産業創新中心」主催 特別セミナーの報告

☆☆☆☆ 通算 2013年～2016年 第65号 ☆☆☆☆

【セミナーの内容から皆様に有用な情報をご紹介します！】

<%Name%>さん！省エネ環境のエガちゃんです。

4月19日に無事セミナーが開催されました。忙しくお時間が取れない方々もおられたと思いますので、セミナーの内容からいくつかピックアップして皆様と共有させていただきたく思います。

今回のセミナーは急な開催ではありましたが、40名ほどの方々にご参加くださり、講師の講義も聞き応えのある内容でしたが、日本人対象のセミナーにしては珍しく質疑応答時間が30分以上となるほどの熱の入った集まりとなりました。

やはり、今回のテーマが今そこにある課題だったのでしょう。

今回は、リーグ法律事務所の殷偉弁護士が語ってくださった内容と、受講者からの質問に対する講師陣の答えを中心に纏めてみたいと思います。

リーグ法律事務所 パートナー弁護士である殷氏は日本での生活も長く、日本語が達者であり弁護士として長く中国国内に進出している日系企業のサポート役を担っていらっしゃるのですが、今回はその経験から大変貴重な実例を挙げて、日本企業が抱えるリスクについてご説明くださいました。

■ 刑事事件：J社に科された「環境汚染罪」

○ 状況：J会社の倉庫に危険廃棄物（廃活性炭）が保管されていた。

一部分を規定に従って処理し、政府検査に対応。大部分を処理資質のない企業に販売……不法投棄（売買契約を結ぶ）

○ 判決：罰金＋有期懲役

○ 結果：J会社――共同犯罪、罰金。J会社の直接責任者――有期懲役1年と罰金

■ 陝西 M 社に対する「巨額罰金」(日単位処罰)

- 状況：陝西 M 社が汚染物超過して排出
- 経緯：当地政府から改善命令と罰金 20 万元（約 350 万円）を科された。しかし、現場担当者が M 社社長（総経理）へ正しく伝達せず放置。
- 結果：改善命令に従わなかったため、放置していた日数の 79 日間分として、罰金が 1580 万元（2 億 7600 万円）まで急増。

■ 民事裁判：民間農園が山東 F 社を起訴

- 状況：F 社のアルミニウム製品生産工場が民間のさくらんぼ園に隣接。農園オーナーはさくらんぼ園が環境汚染を受け、減産になったとして、賠償金 500 万元（8750 万円）を要求
- 結果：F 社が 70%の賠償責任を負うという判決が下る。  
理由：公証部門による検証記録、検査報告等の証拠が一致した。F 社の汚染物排出が国又は地方の排出基準に適合すると証明されても、権利侵害民事責任を問える。

以上がその一部ですが、まさに今中国ではこのような環境関連の問題が噴出しており裁判に至るほどの状況にあるということが分かります。

<Name%>さんも是非以上のような実例を参考にされ、早め早めに対応されんことを推奨いたします。

次に、受講者より挙げた質問とそれに対する回答をご紹介します。

Q：環境局が指定する VOCs の定義について

A：VOCs の種類は 1000 以上ですが、現時点では主に NMHC を基準として検測している。

※非メタン炭化水素のこと。炭化水素（HC）から光化学反応速度の非常に遅いメタン（CH<sub>4</sub>）を除いたもの。

Q：「排気治理施設の運行が不正常的場合には、徴収基準の 2 倍で汚染排出費用を徴収する。」とありましたが、「不正常」とはどうい

う事を指しますか？もし、突然の故障が発声した場合には対応どうすべきですか？

A：もし、設備の突然故障が発生した場合は、短時間であれば大丈夫ですが、修理には時間がかかるでしょうからその場合は念のために関連部門に報告すべきです。しかし、もしわざと情報を隠した場合には罰金があります。（たとえば、活性炭の能力が限界に来ていのに交換していないなど。）

Q：排気処理 2000 家重点企業に指定された以外の企業は対策を取らずとも大丈夫ですか？

A：法律はあくまで全ての企業を対象としているので、2000 家重点企業以外の企業も安全（対策をとらずとも大丈夫）とは言えません。

Q：現時点までに、「排気費」が徴収された企業はどのぐらいですか？（上海地区）

A：100 家ぐらい。

Q：新規工場の場合、排気量はどのように決定されるのか？

A：基本的に測定を持って排気量を定めるが、それが難しい場合は、原材料と生産物の総量から公式に従って算出することになる。また、同様の工場（同じ業界の同種類の生産物）などの実績を考慮して決めることもある。

以上。

同濟国際綠色産業創新中心は、今後も皆様に有用なセミナーを開催していくとのことです。

新しいセミナーの情報も随時提供していきますので、<%Name%>さんもお時間が許せば是非ご参加検討くださいませ。

中国政府第三方機構 「省エネ環境サービス機構」批准  
上海清環環保科技有限公司

えがしら

配信停止をご希望の場合は、大変お手数でございますがこのアドレスに返信にて空メールをお送りください。

※ 節能服務機構 EMC 事業者 批准番号 : SHEMCS169 ※

Seikan Total Engineering Consultation and Operation

上海清環環保科技有限公司

〒200-235 上海市東漕河涇路 57 号 2 号楼 305-306 室

Tel: +86-21-5489-2707 Fax: +86-21-5489-2717

<http://www.steco.asia>

江頭利将 (Toshimasa Egashira)

E-mail: [toshi@steco.asia](mailto:toshi@steco.asia)